

○岡山県警察参考人等旅費等支給要綱の制定について(通達)
(平成10年4月1日岡会第177号/岡捜一第205号/岡務第316号/岡生企第143号/
岡交企第96号/岡公第57号警察本部長例規)

改正 平成13年5月岡会第240号・岡務第100号・岡生企第177号・岡刑企第104号 平成16年7月岡会第332号
号・岡交企第164号・岡公第58号
平成21年3月第166号 平成22年3月第153号
令和2年3月30日岡務第302号 令和3年3月24日岡務第254号

各部長・参事官・所属長

岡山県警察の職員以外の者が、岡山県警察の依頼に応じて参考人その他の立場で犯罪捜査に協力するために旅行した場合には、従来から、その者に対して旅費等を支給しているところであるが、このたび、被害者対策の一環として、一定の犯罪被害者についても旅費等の支給対象に含めることを明示するなど、新たに別添のとおり、岡山県警察参考人等旅費等支給要綱を制定し、平成10年4月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、岡山県警察参考人等旅費支給要綱の制定について(通達)(平成2年7月13日岡会第466号、岡捜一第729号例規)は、廃止する。

別添

岡山県警察参考人等旅費等支給要綱

第1 趣旨

この要綱は、岡山県職員等の旅費に関する条例(昭和27年岡山県条例第44号。以下「旅費条例」という。)第3条第4項及び岡山県警察職員等の旅費支給規程(昭和42年岡山県警察訓令第8号。以下「訓令」という。)第2条の規定により、岡山県警察(以下「県警察」という。)が、犯罪捜査上の必要により招致した参考人、一定の犯罪被害者、証人、鑑定人、通訳等(以下「参考人等」という。)に対して、旅費又は報償費(以下「旅費等」という。)の実費弁償をするために必要な事項を定めるものとする。

第2 支給対象者

参考人等に対する旅費等は、犯罪捜査上の必要により県警察の依頼に応じて出頭した次に掲げる者に支給するものとする。

1 参考人

犯罪の目撃者、犯罪死体若しくは証拠品の発見者又は犯罪事実若しくは犯人に関する情報の知得者で、犯罪捜査上その状況等の聴取が不可欠なものをいう。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

(1) 犯罪行為が行われた時点において、被疑者との間に次のいずれかに該当する関係があった者

ア 夫婦(いわゆる内縁関係を含む。)

イ 直系血族

ウ 同居の親族

(2) 関連被疑者

(3) 当該犯罪行為の発生を容認した者

(4) 犯罪の発生を誘発する暴行、脅迫、侮辱その他の行為をした者

(5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属している者

(6) 参考人として取り調べた結果、犯罪の嫌疑が生じた者

(7) 被疑者の身柄を受け取るために出頭した者

(8) 被疑者の同僚、交友人物等で、被疑者と利害関係を有するもの及び旅費等を支給することが社会通念上適切でないと認められるもの

2 被害者

犯罪の被害者及びその遺族又は親族をいう。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

(1) 犯罪行為が行われた時点において、被害者と加害者との間に次のいずれかに該当する関係があった者

ア 夫婦(いわゆる内縁関係を含む。)

イ 直系血族

ウ 同居の親族

(2) 関連被疑者

(3) 当該犯罪行為による被害の発生を容認した者

(4) 犯罪の発生を誘発する暴行、脅迫、侮辱その他の行為をした者

(5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属している者

(6) 被害者として取り調べた結果、犯罪の嫌疑が生じた者

(7) 盗品等の確認又は還付を受けるためのみに出頭した者

(8) ひき逃げ事件以外の交通事故の被害者

(9) 被疑者の同僚、交友人物等で、被疑者と利害関係を有するもの及び旅費等を支給することが社会通念上適切でないと認められるもの

3 付き添いの保護者

被害者又は参考人に付き添った保護者をいう。

4 証人、鑑定人、通訳等

専門的な学識経験を有する者として証言を依頼した者及び鑑定、通訳又は翻訳を依頼した者をいう。

5 その他必要と認められる者

配偶者からの暴力等を受けた被害者等で、事件等処理する所属の長(以下「所属長」という。)が、支給する必要があると認めたものをいう。

第3 支給方法等

1 支給額及び計算方法

(1) 旅費

支給額は、旅費条例の適用を受ける職員の旅費の例により算出した額とする。

なお、参考人等が住所又は居所以外の場所から出発した場合は、その出発地を起点として計算するものとする。また、参考人等の鉄道賃等がいわゆるこども料金に該当する場合には、鉄道賃等は当該料金を支給するものとする。

(2) 報償費

参考人等のうち、参考人、被害者又は付添いの保護者が出頭した場合には、報償費1,100円を支給するものとする。

2 支給額の特例

特別の事情により、最も経済的な通常の経路又は方法以外により出頭を求めた場合は、現に利用した交通機関等の実費額の範囲内で必要と認める額を支給することができる。

3 支給の方法等

旅費等は、原則として、参考人等が出頭した都度支給するものとし、これに対応するため岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。)の規定により、あらかじめ所要見込額を常時経費として所持しておくものとする。ただし、これにより難しい場合は、旅行依頼の都度、資金前渡の方法又は精算払いの方法により支給することができる。

なお、これらの支給手続については、財務規則その他会計関係規程に基づき行わなければならない。

第4 支給上の留意事項

1 支給の適否の判断

旅費等は、次に掲げる事項に該当する場合は支給しないものとする。

- (1) 被害者又は告訴若しくは告発をしようとする者が、被害の届出又は告訴若しくは告発のため、初めて警察署、交番その他の警察施設に出頭したとき(暴力団犯罪等の被害者が県警察の強い要請にこたえて被害届出等のため出頭したときを除く。)。ただし、2回目以降に県警察の求めに応じて出頭したときは支給すること。
- (2) 被害届又は告訴若しくは告発が保険金請求のためなど、専ら自己の利益を図る目的であると認められるとき。
- (3) 会社等を代表して出頭するなどの理由で、旅費等に相当する費用等を会社等から保障されていると明らかに認められるとき。
- (4) その他旅費を支給することが著しく公益に反すると認められるとき。

2 旅行依頼書の作成

警察本部の事件担当所属又は警察署の事件担当課の捜査幹部は、旅費等を支給すべき参考人等に出頭を依頼する場合は、岡山県警察職員等の旅費支給規程(昭和42年岡山県警察訓令第8号)に定める旅行依頼によるものとし、旅行命令権者の決裁を受けた旅行依頼書は、警察本部にあつては当該所属の庶務係に、警察署にあつては会計課(総務会計課を含む。)に提出するものとする。

3 旅費等の受領を辞退した場合の措置

参考人等が旅費等の受領を辞退したときは、支給しないものとする。この場合においては、旅行依頼書の摘要欄の「・旅費等の費用弁償を辞退する。」に○印を付して、参考人等の署名を求めるものとする。